

長和町事業継続給付金（第2弾）支給要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、今もなお経済活動が戻らず深刻な状況が続くなか、町内で事業を実施している法人及び個人事業者に対し事業継続するための必要な資金を助成することより、本町経済の安定と地域活力の増進を目的として給付金を支給します。

2 給付対象者

次の(2)～(5)のどれか、その他については、いずれにも該当するものとする。

- (1) 宿泊業事業者給付金・新型コロナウイルス感染症対策備品等購入補助金の申請をしていないこと。
 - (2) 令和2年6月1日時点で、6月以上継続して事業を営んでいる中小企業者等で、町内に住所を有し、町内で事業を営んでいるもの。
 - (3) 令和2年6月1日時点で、6月以上継続して事業を営んでいる中小企業者等で、町内に住所が無く、町内で事業を営んでいるもの。
 - (4) 令和2年6月1日時点で、6月以上継続して事業を営んでいる中小企業者等で、町内に住所を有し、町外で事業を営んでいるもの。
- (2)～(4) いずれも令和2年6月から8月までの平均が前年同月平均対比50%以上減少していること。
- (5) その他町長が認める者
 - (6) 給付金の支給後も事業活動を継続する意志があること。
 - (7) 原則として、令和2年1月31日までの町税を滞納していないこと。
 - (8) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が長和町暴力団排除条例（平成25年12月25日条例第39号）に規定する暴力団等に関与していないこと。

3 給付金額

上記(2)に該当する者は、令和2年6月から8月までの平均額に対し、前年の対象平均額の売上減少率に応じて設けた支給率を乗じた額又は以下のとおりそれぞれに対し上限額を設け、いずれか低い額を支給する（千円未満切り捨てとする。）。

上記(3)・(4)に該当する者は、令和2年6月から8月までの平均額に対し、前年の対象平均額の売上減少率に応じて設けた支給率を乗じた額の2分の1又は以下のとおりそれぞれに対し上限額を設け、いずれか低い額を支給する（千円未満切り捨てとする。）。

売上減少率	支給率	上記(2)に該当する者の上限額	上記(3)・(4)に該当する者の上限額
50%～80%未満	60%	20万円	10万円
80%以上	70%	30万円	15万円

4 給付回数

1 事業者につき 1 回限りとする。

5 申請期間

令和 2 年 9 月 1 日（火）から令和 2 年 10 月 30 日（金）まで

6 申請書類

- (1) 長和町事業継続給付金給付申請書兼請求書（第 2 弾）
- (2) 売上を証明する書類の写し
- (3) 通帳の写し
- (4) 本人確認書類の写し

添付書類の詳細につきましては、申請書兼請求書をご覧ください。

7 申請方法

申請窓口は長和町商工会となります。申請する際は必ず商工会へ予約して下さい。
長和町商工会（電話 68-2651） 予約受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時

8 給付金の支給

次の表のとおりとします。

申請受付	支給日
9 月 1 日（火）～ 9 月 11 日（金）	9 月 18 日（金）
9 月 14 日（月）～ 9 月 30 日（水）	10 月 6 日（火）
10 月 1 日（木）～ 10 月 15 日（木）	10 月 22 日（木）
10 月 16 日（金）～ 10 月 30 日（金）	11 月 6 日（金）

申請書兼請求書の審査を行い交付決定後「交付決定及び振込通知書」を送付します。

給付事業の効率化を図るため、振込先口座の記入について

- ・八十二銀行 丸子支店
- ・信州うえだ農協 よだくぼ南部支所
- ・上田信用金庫 よだくぼ支店
- ・長野県信用組合 丸子支店

をご指定ください。

※上記金融機関や支店が指定できない場合はご相談ください。

9 問合せ

長和町商工会 電話 0268-68-2651

長和町産業振興課商工観光係 電話 0268-75-2047（直）